

## 第4回

# 小諸市の自治基本条例をつくる 市民会議

テーマ

市長・議会にはこうあってほしい  
(市長・議員・議会の責務)

日時:平成20年10月8日(金)18時30分～ 於:コミュニティセンター 3階会議室

## 第4回 市民会議のプログラム

1. 市民会議のテーマと開催予定
2. 前回のおさらい
3. 本日のワークショップの進め方
4. 解説 自治体議会と長の役割
5. ワークショップ
  - 「市長・議会にはこうあってほしい（市長・議員・議会の責務）」
    - \* 班に分かれて小グループ学習と意見交換（課題の抽出）
    - \* 検討結果の共有
  - ・検討結果の共有

## 1.市民会議のテーマと開催予定(案)

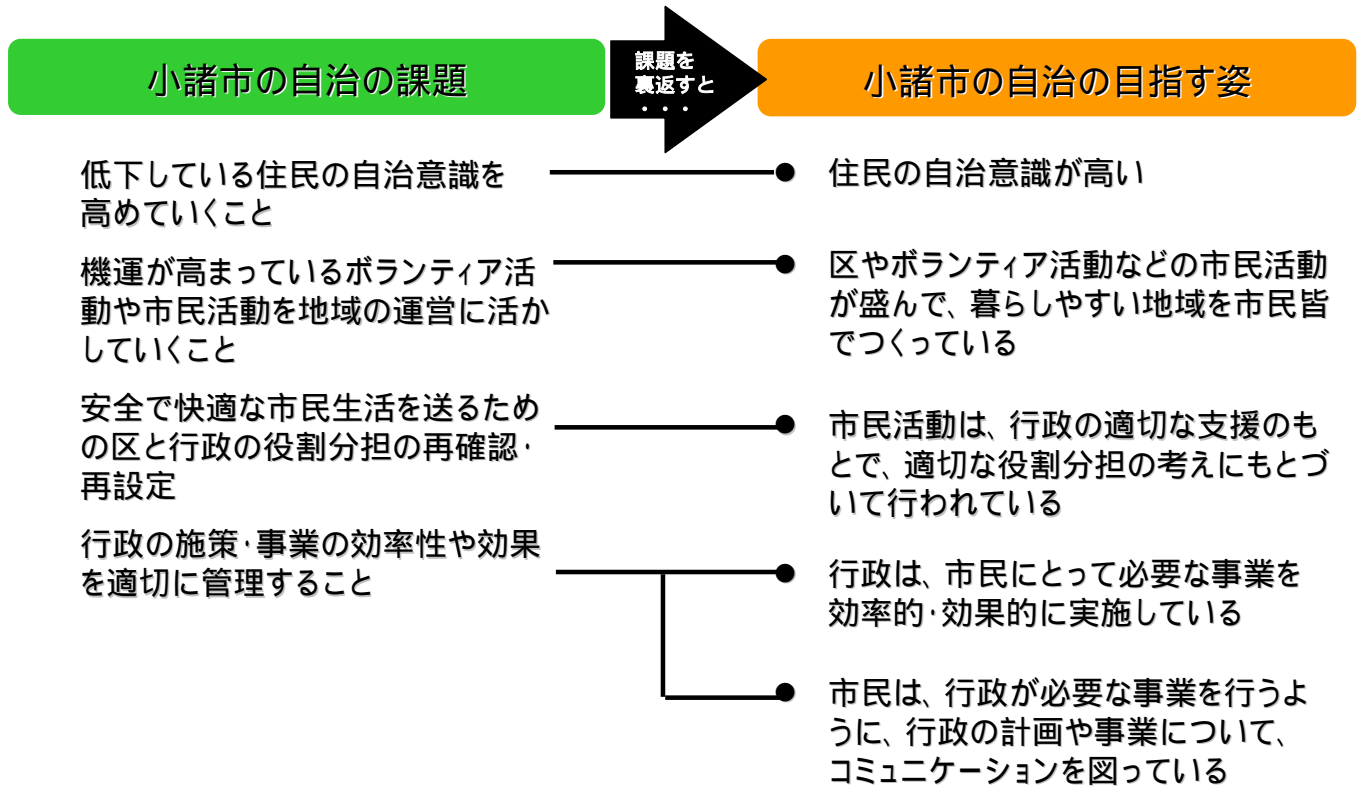
開催日・時間：毎月第2水曜の18:30～20:30

- |       |  |          |
|-------|--|----------|
| 第1回   | 小諸市の自治について改めて考えよう                        | 7/9(水)   |
| 第2回   | 市民の幸せのために誰が何をすべきか？<br>－市民・議会・市長・行政の役割とは－ | 8/12(火)  |
| 第3回   | 行政にはこうあってほしい(行政の責務)                      | 9/10(水)  |
| ▶ 第4回 | 市長・議会にはこうあってほしい(市長・議員・議会の責務)             | 10/8(水)  |
| 第5回   | 私たち市民はなにをすべきか？(市民の責務)                    | 11/12(水) |
| 第6回   | 情報公開・情報共有・情報交換は十分になされているだろうか             | 12/10(水) |
| 第7回   | 協働とは何か？どうやって進めたらよいだろうか？                  | 1/14(水)  |
| 第8回   | 自治についての話し合いを振り返る(議論のまとめ)                 | 2/10(火)  |

現時点での予定です。今後、変更する可能性があります。 3

## 2. 前回のあらい

### 1～2回の検討結果から、目指す姿を仮に設定



## 第3回 自治の課題を解消するために行政に望むこと

- 小諸市の行政の責務を確認するためのワークショップ -

本日のWSのテーマ：  
小諸市の自治の課題と目指す姿の確認  
自治の課題を解消するために行政に望むこと



小諸市の自治の課題

小諸市の自治の目指す姿

### 1.課題と目指す姿の確認

小諸市の自治の課題、目指す姿としてまとめられた内容についての確認

### 2.誰の問題か？

それぞれの自治の課題の解決について、誰が担うべきか？行政が主に担うべき部分はどこか？

### 3.行政の役割は？

課題の解決のために、行政あるいは職員は、具体的にどのような役割を担うべき（責務を負う）か？

■ 参加人数 18人

1班・・・9人

2班・・・9人

■ 総意見数 67

1班・・・29

2班・・・38

平成20年 9月 10日 (水)  
コミュニティセンター3階会議室

第3回 自治基本条例をつくる市民会議

テーマ: 行政にはこうあってほしい 自治の課題を解消するために行政に望むこと  
～小諸市の行政の責務を確認するためのワークショップ～

1 班

小諸市の自治の課題		小諸市の自治の目指す姿		テーマ1: 課題と目指す姿の確認		テーマ2: 誰の問題か?		テーマ3: 行政の役割は?	
a. 小諸市の自治の課題について		b. 小諸市の自治の目指す姿について		c. 誰(市民・議会・首長・行政)が中心的な役割を果たすか		d. 行政・職員の役割・責務について			
低下している住民の自治意識を高める必要がある	住民の自治意識が高い	全体に対する意見	全体に対する意見	全体に対する意見	全体に対する意見	行政に限らず、できる人が	行政・職員	行政・職員	市民
機運が高まっているボランティア活動や市民活動を地域の運営に活かしていくことが必要	区やボランティア活動などの市民活動が盛んで、暮らしやすい地域を市民皆でつづけている	各テーマに対する意見	各テーマに対する意見	各テーマに対する意見	各テーマに対する意見	楽しく参加できる仕組みを作る	協力者、市民活動の担い手の声を聞いた上でサポートを行う	行政が検討を行うためのスケジュールをひく	ニーズ把握 市民のニーズをくみ上げるのが行政の役割
安全で快適な市民生活を送るための区と行政の役割分担の再確認・再設定することが必要	市民活動は、行政の適切な支援のもとで、適切な役割分担の考えにもとづいて行われている	市民活動は、活用するという発想では育たない。無理なく少しずつ伸ばすような考え方が必要	市民活動は、型にはめず、多様な活動を認めることが必要	若い人は、関心があっても地域活動に参加できないという社会状況があることを踏まえて、考えるべき	多様な人(関心ない人)がいるという前提で、目指す方向性を定めるべき	忙しくて参加できない人に参加してもらえるようにする	行政は住民の声を聞いて拠点整備を行う	行政は黒子	市民のニーズをくみ上げるのが行政の役割
行政の施策・事業の効率性や効果を適切に管理することが必要	行政は、市民にとって必要な事業を効率的・効果的に実施している 市民は、行政が必要な事業を行うように、行政の計画や事業について、コミュニケーションを図っている	市民活動・ボランティア活動、それぞれを分けて、しっかり定義すべき	ボランティア活動 = 無償活動という認識を変える必要がある	自治の目指す姿を考えると、小諸市の将来ビジョンの共有が不可欠	自治の目指す姿というのはわかりづらいので、ワンフレーズでわかるような表現の工夫が必要	行政がリーダーシップをとる	行政は住民の声を聞いて拠点整備を行う	四者が得意な部分を協力して担う	行政が提供・発達する情報に対して、関心を持つことが市民の責務
		おおむね課題は捉えられている	数字や具体例を見て判断しないと検討が難しい	行政を「管理」という表現に違和感を感じる。「監視」のほうが正しいがこれにも違和感がある...	現状は確かに、コミュニケーション不足、図書館建設やごみ処理場の議論についても、テグハグなやりとりになっている				

平成20年 9月 10日 (水)  
コミュニティセンター3階会議室

第3回 自治基本条例をつくる市民会議

テーマ: 行政にはこうあってほしい 自治の課題を解消するために行政に望むこと  
~小諸市の行政の責務を確認するためのワークショップ~

2 班

		テーマ1：課題と目指す姿の確認		テーマ2：誰の問題か？		テーマ3：行政の役割は？	
小諸市の自治の課題	小諸市の自治の目指す姿	a.小諸市の自治の課題について	b.小諸市の自治の目指す姿について	c.誰(市民・議会・首長・行政)が中心的な役割を果たすか		d.行政・職員の役割・責務について	
低下している住民の自治意識を高めたいことが必要	住民の自治意識が高い	自治を行う一員としての自覚を持っている人が少ない	自治意識を高めることが一番重要である "自治意識が高い"の具体像 自治意識の高い人がリーダーとして引っ張っている 個人だけでなくグループで自治が行われている	住民・行政・首長・議会の4者の連携により役割を果たすべき 教育機関(行政の一部)が中心的役割を果たすべき 市民から選ばれた議会が中心的役割を果たすべき	市民への説明や情報公開 市長が市民の意見を直接聞く機会を設ける(公民館等へ出向く等) 行政が住民の意見を聞く	小諸市に対し、行政職員が理解を高める どう自治を担うべきなのか、行政職員が理解を深める	
機運が高まっているボランティア活動や市民活動を地域の運営に活かしていくことが必要	区やボランティア活動などの市民活動が盛んで、暮らしやすい地域を市民皆でつづけている	ボランティアを続けていくことが、資金・体制面でむずかしい グループどうしの連携をとりながら活動することが難しい	ボランティア等の活動が継続的に行なわれている(現状では継続させることが難しい)	時間に余裕のある人(意識あっても、時間がない人には担えない) "お金を出す人/知恵を出す人/働く人"の3つの役割 市民がそれぞれの立場で、できることをやる	ボランティアをするための情報を提供する(どんな活動が必要とされているか等) ボランティアに関する様々なことに対し、理解を深める	区長、議員に相談しやすい体制をつくる 市民が意見を言いやすい雰囲気、状況をつくる	
安全で快適な市民生活を送るための区と行政の役割分担の再確認・再設定することが必要	市民活動は、行政の適切な支援のもとで、適切な役割分担の考えにもとづいて行われている	行政サービスに対するニーズが高まる一方、それに応えるにも限度がある 区によって役割分担ができていないところがある	行政はNPO、ボランティアにまかせきり 区と行政の役割は明確になっている 実施する時は「役割分担」をイメージしてしまふ、本来は全てみんながやるべき	区に対し、役員手当て以外に事業の予算も与え、区が主体的に活動している 市の予算が公開されている(今後も継続させるべき) 事業に関する情報が分かりやすく提供されている	行政は状況によって「リーダーシップ」の発揮、住民の意見を聞くを使い分ける よりレベルの高い役割分担を実現するため、区との情報交換を密にする	区に割り当てられた役割でも、適切に行なわれなければそれを行政が担う 住民どうしの対立を解決するための調整	
行政の施策・事業の効率性や効果を適切に管理することが必要	行政は、市民にとって必要な事業を効率的・効果的に実施している 市民は、行政が必要な事業を行うように、行政の計画や事業について、コミュニケーションを図っている				事業に関する情報を分かりやすく提供する		

## “行政の責務”に関連する取組みの紹介

市長が市民の意見を直接聞く機会を設ける(公民館等へ出向く等)

### 市長への提言

- ・市ホームページでの市長への提言の受付  
市は、約1週間で回答する

### こんにちは市長室です！

- ・公民館やサークル活動の場に市長がお邪魔してお話を伺う

### 市民のお知恵拝借

- ・5人までのグループの申請により、市長が直接お話を伺う

行政が住民の意見を聞く

### 行政相談

- ・総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が、毎月開催する行政相談等で苦情や要望をお聞きする

事業に関する情報を分かりやすく提供する

### 学びのまち・こもろ出前講座

- ・生活習慣病や市税、郷土の文化財や総合計画といった様々なメニューから、市民の学習会や集会に市の職員が講師として出向き、市の行事や施策などについてお話をする



## “行政の責務”に関連する取組みの紹介

市民への説明や  
情報公開

### 情報公開制度

- ・ 個人情報を除いた市が保有する情報を請求に応じて公開する

楽しく参加できる  
仕組みを作る

### 説明会の開催

- ・ 大きな事業や計画策定の際に担当課が説明会を開催し、説明を行うとともに、広く意見をいただく

事業に関する情報を分  
かりやすく提供する

住民同士の対立を解決  
するための調整

### 無料法律相談

- ・ 年10回、弁護士による無料法律相談を開催している

## “行政の責務”に関連する取組みの紹介

ボランティアをするための情報を提供する  
(どんな活動が必要とされているか等)

ボランティアに関する様々なことに対し、理解を深める

よりレベルの高い役割分担を実現するため、区との情報交換を密にする

市民のニーズをくみ上げるのが行政の役割

市政運営の参考とするためにアンケートをとることは有効な手段

### 小諸市ボランティアセンター

- ・ ボランティア活動の拠点施設として、団体紹介やボランティアの募集情報の発信、ボランティア活動保険の加入事務などを行い、ボランティア活動をサポートしている。

### 地区担当職員制度

- ・ 地区の住民の皆さんが市役所に気軽に相談できるように担当職員を決め、区と市の情報交換や課題解決のお手伝いにより協働のまちづくりを進める

### 行政懇談会

- ・ 区からの要請により、市長及び関係部課職員が区へ伺い、要望をお聞きし、意見交換をする

### 市民アンケートの実施

- ・ 計画策定や大きな事業の際に、市民の意識や要望を把握するためのアンケートを行っている。

## 紹介事業等の問合せ先

事業・施設名	問い合わせ先
市長への提言	企画課 0267-22-1700(内254)
こんにちは市長室です！	企画課 0267-22-1700(内254)
市民のお知恵拝借	企画課 0267-22-1700(内254)
行政相談	行政相談員 氏名:土屋むつ子 住所:小諸市甲1247-6 :0267-23-0281
	氏名:赤尾正雄 住所:小諸市田町1-9-6 :0267-22-1693
	市民課 0267-22-1700(内277)
学びのまち・こもろ出前講座	生涯学習課 0267-23-8880
情報公開制度	総務課 0267-22-1700(内304)
説明会の開催	各担当課
無料法律相談	市民課 0267-22-1700(内線277)
小諸市ボランティアセンター	HP: <a href="http://members.cknet.ne.jp/borasen/">http://members.cknet.ne.jp/borasen/</a> :0267-26-0315
地区担当職員制度	企画課 :0267-22-1700(内256)
行政懇談会	企画課 :0267-22-1700(内256)
市民アンケートの実施	企画課 :0267-22-1700(内256)

これらの件に対するお問い合わせ

小諸市企画課まちづくり推進係 0267-22-1700(内256)  
ホームページ: <http://www.city.komoro.nagano.jp>

## 4.課題から見る小諸市の目指す自治の姿(第3回検討結果反映)

### 小諸市の自治の課題

### 小諸市の自治の目指す姿

低下している住民の自治意識を  
高めていくこと

機運が高まっている市民活動を地  
域の運営に活かしていくこと

安全で快適な市民生活を送るため  
の行政と区と住民との役割分担の  
再確認・再設定

行政の施策・事業が効率的かつ効  
果的に行われるように、行政の動  
きを市民が把握(監視)し、常に正  
しい姿を追求すること

● 住民の自治意識が高い

→自発性を損ねないように育む

→意識の高いリーダー、グループが牽引

→教育が担うべき役割の拡張

● 区やボランティア活動などの市民活動が  
根付いており、暮らしやすい地域を市民皆  
でつucking

→区の裁量権を拡大する

● 市民活動は、行政の適切な支援のもとで、  
適切な役割分担の考えにもとづいて行わ  
れている

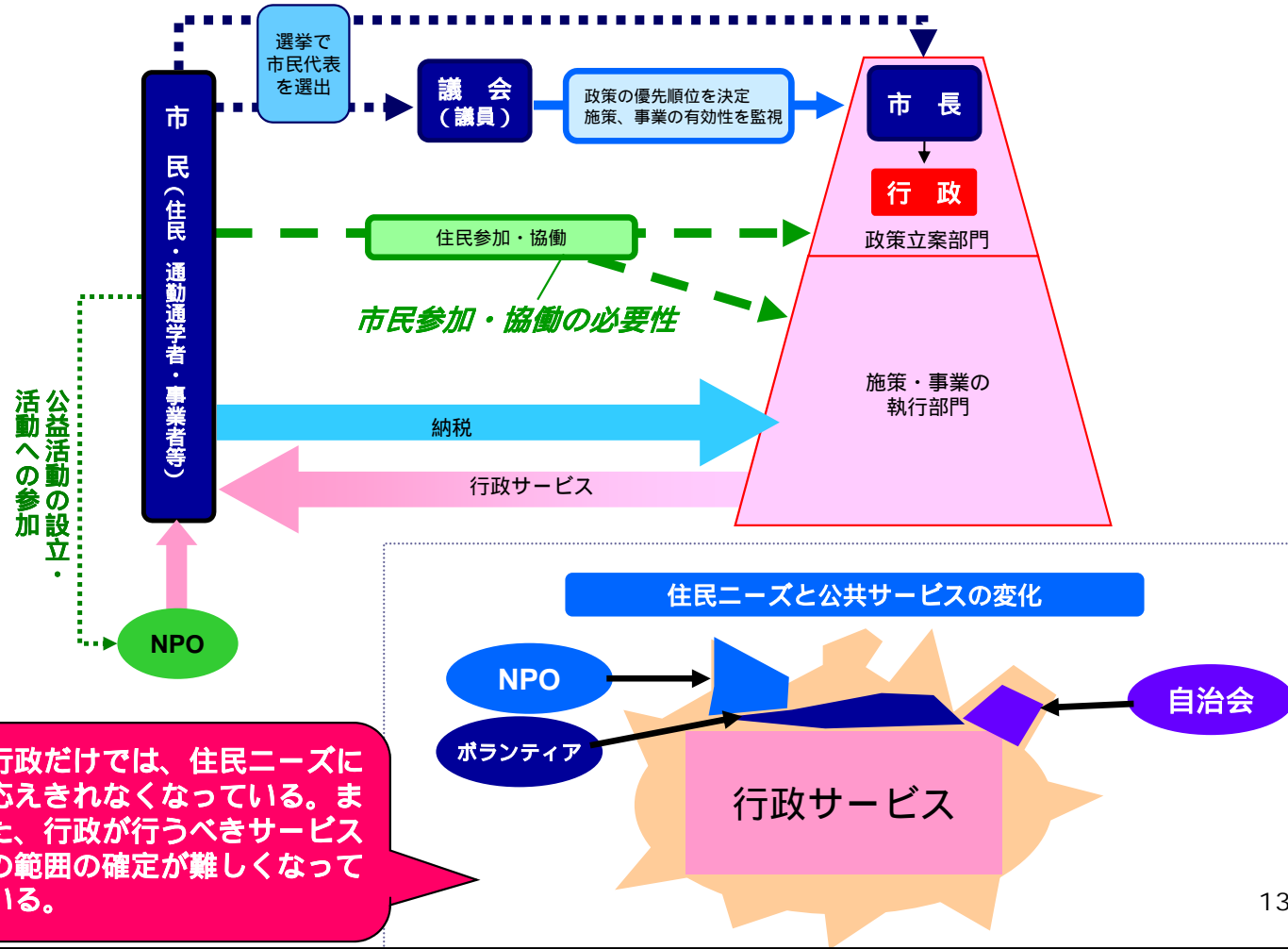
→「お金・知恵・力」の3つの役割が必要

→“協働”に対する理解を深める

● 行政は、市民にとって必要な事業を効率  
的・効果的に実施している

● 市民は、行政が必要な事業を行うように、  
行政の計画や事業について、  
コミュニケーションを図っている

# 市民・議会・市長・行政の基本的な仕組みと近年の動き



## 5.本日のワークショップの進め方

本日のWSのテーマ：  
「市長・議会にはこうあってほしい」

制度の  
学習・確認

小諸市の議会と市長に  
関係する課題の抽出

### 解説資料

#### 議会について

- ・自治体議会と国会との違い
- ・自治体議会で決めること
- ・自治体議会のしくみ
- ・自治体議会の権限
- ・議会の議員定数について
- ・議員の議案提出権と政務調査費
- ・自治体議会の解散

#### 首長、その他について

- ・市長村長の仕事
- ・市長村長と議会との関係
- ・マニフェストと計画体系
- ・住民投票

解説資料

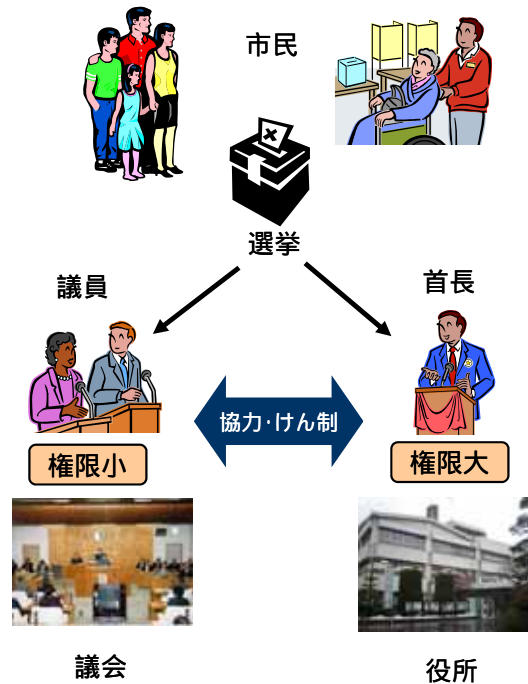
# 自治体議会と長の役割

参考・出典： 今井照(2007)『地方自治のしくみ(第3時改訂版)』学陽書房  
全国市議会議長会(2007)『市議会議員報酬に関する調査結果』  
小諸市議会事務局作成資料 等

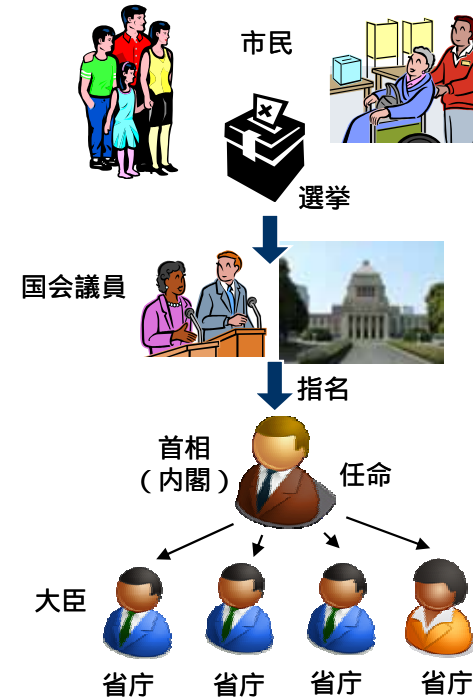
関係条文(地方自治法第89条、第94条)

# 自治体議会と国会との違い

## ■ 自治体議会(二元代表性)



## ■ 国会(議院内閣制)



国では国会が首相を任命するが、自治体では議会が首長を選ぶわけではない。  
自治体では議会と長は、それぞれ別に出される独立した機関であり、「協力・けん制」  
の関係にあるが、実際には、かなり首長に重きが置かれた制度になっている。



関係条文(地方自治法第96、97条)

# 自治体議会で決めること

自治体議会で決める主な事項

条例をつくる(改廃する)

予算を定める、決算を認定する

- \* 予算の提案をするのは長
- \* 予算の増額修正はできるが、予算提出権限は侵せない

契約を締結する

財産を管理する

- \* 自治体の財産の交換、譲渡、信託、取得、処分
- \* 負担付の寄附、贈与を受け取る
- \* 公の施設の長期的、独占的な利用の許可 等

自治体が当事者になった訴えに関する  
ことを決める

- \* 審査請求、不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停、仲裁
- \* 損害賠償の額 等

上記のほか、条例をつくり、議会で  
議決すべきことを定めることができる

- \* 例：福島県月舘町・三重県等、基本計画の議決を条例化

## 自治体議会



関係条文(地方自治法第101～111条)

# 自治体議会の仕組み

首長



議員



招集



議会

議会は、多様な市民の意見の調整や合意形成の役割を果たす場であるが、本会議だけで議論がなされているわけではない。委員会や全員協議会などの市民から見えにくい意見調整の場が多くの議会に設置されている。

## 議会(本会議)

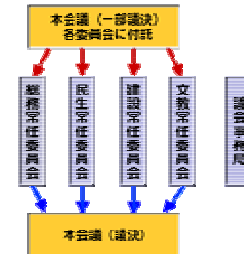
- 1. 定例会
  - ・ 条例で定める回数を招集
- 2. 臨時会
  - ・ 必要に応じ招集

## 委員会

・ 条例で設置される。議会の予備審査的な役割。議案を提出できる。

- 1. 常任委員会
  - ・ 部門に属する調査、検討を行う
- 2. 議会運営委員会
  - ・ 議会の運営が円滑に行われるよう、議事の順序や進め方などを協議
- 3. 特別委員会
  - ・ 特定の案件を審査する

### 委員会の例



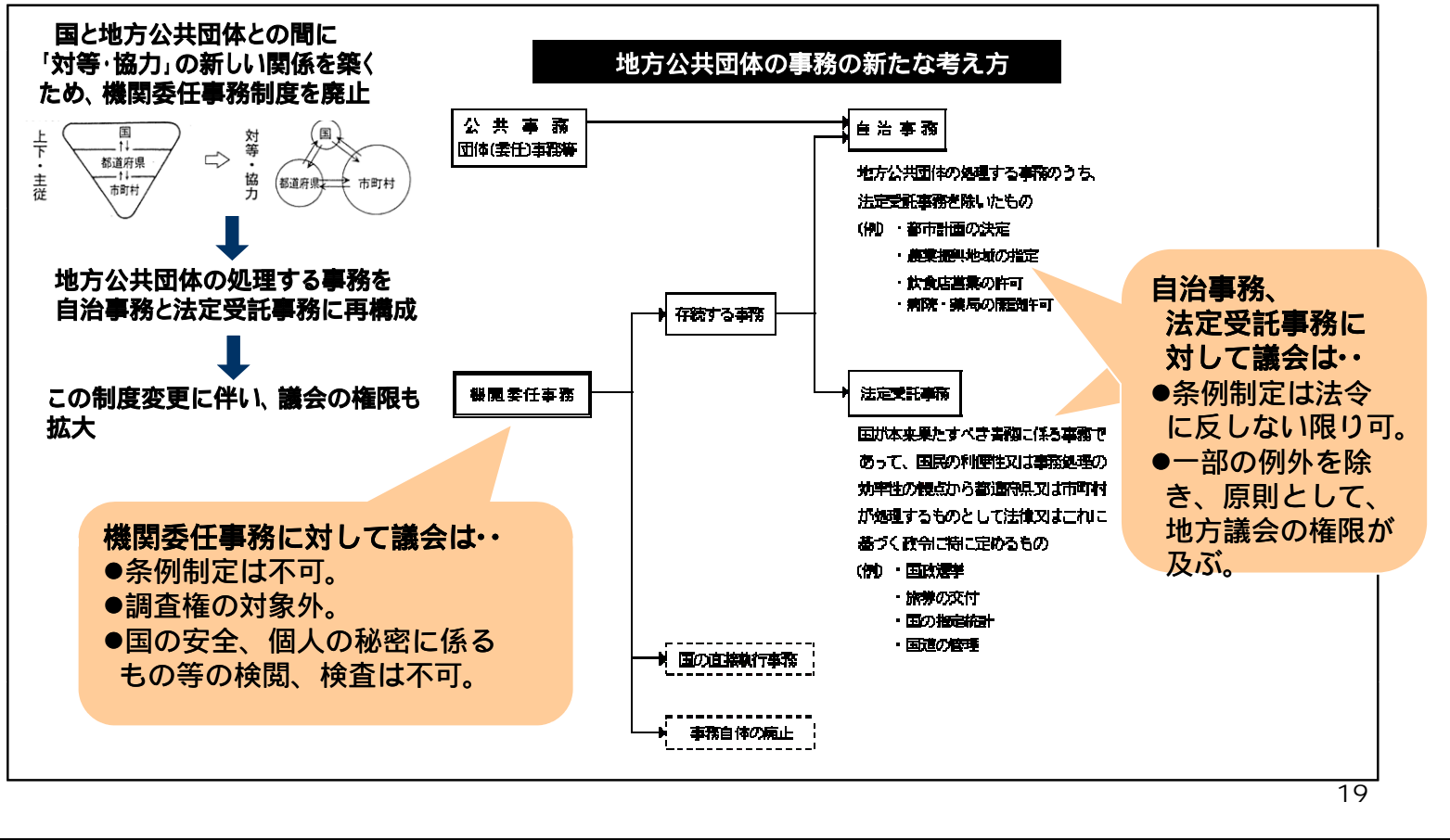
## 全員協議会

- ・ 自治法上の制度ではないが、多くの議会に設置。
- ・ 実質的な意見調整の場になっていることが多い。

関係条文(地方自治法第98条、第100条、第100条の2)

# 自治体議会の権限

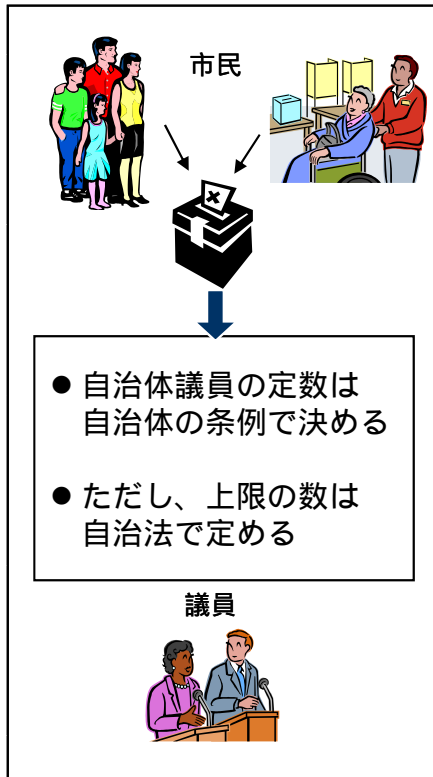
## 機関委任事務の廃止(2000年4月~)に伴う議会の権限の拡大



関係条文(地方自治法第90条、第91条)

# 自治体議会の議員定数

2003年1月から



## 市町村議会議員定数の上限

- (1) 人口2,000未満の町村...12人
- (2) 人口2,000以上5,000未満の町村...14人
- (3) 人口5,000以上1万未満の町村...18人
- (4) 人口1万以上2万未満の町村...22人
- (5) 人口5万未満の市および人口2万以上の町村...26人**
- (6) 人口5万以上10万未満の市...30人
- (7) 人口10万以上20万未満の市...34人
- (8) 人口20万以上30万未満の市...38人
- (9) 人口30万以上50万未満の市...46人
- (10) 人口50万以上90万未満の市...56人

小諸市

議員定数 21人

議員報酬

議長 427,000円  
副議長 354,000円  
議員 333,000円

## 【参考】人口段階別に見た市議会議員の平均報酬月額の高低

区分 人口	議長 報酬月額(万円)		副議長 報酬月額(万円)		議員 報酬月額(万円)	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額
5万未満	93.1	26.6	81.5	21.4	62.3	17.7
5~10万未満	73.7	26.9	65.3	22.8	59.1	21.3
10~20万未満	92.7	36.7	79.7	33.2	64.0	31.2
20~30万未満	95.3	50.5	81.2	46.0	66.5	43.5
30~40万未満	93.0	58.8	78.5	52.9	68.0	51.5
40~50万未満	93.0	64.0	80.1	58.0	70.0	55.0
50万以上	126.0	73.0	112.0	65.4	102.0	59.0

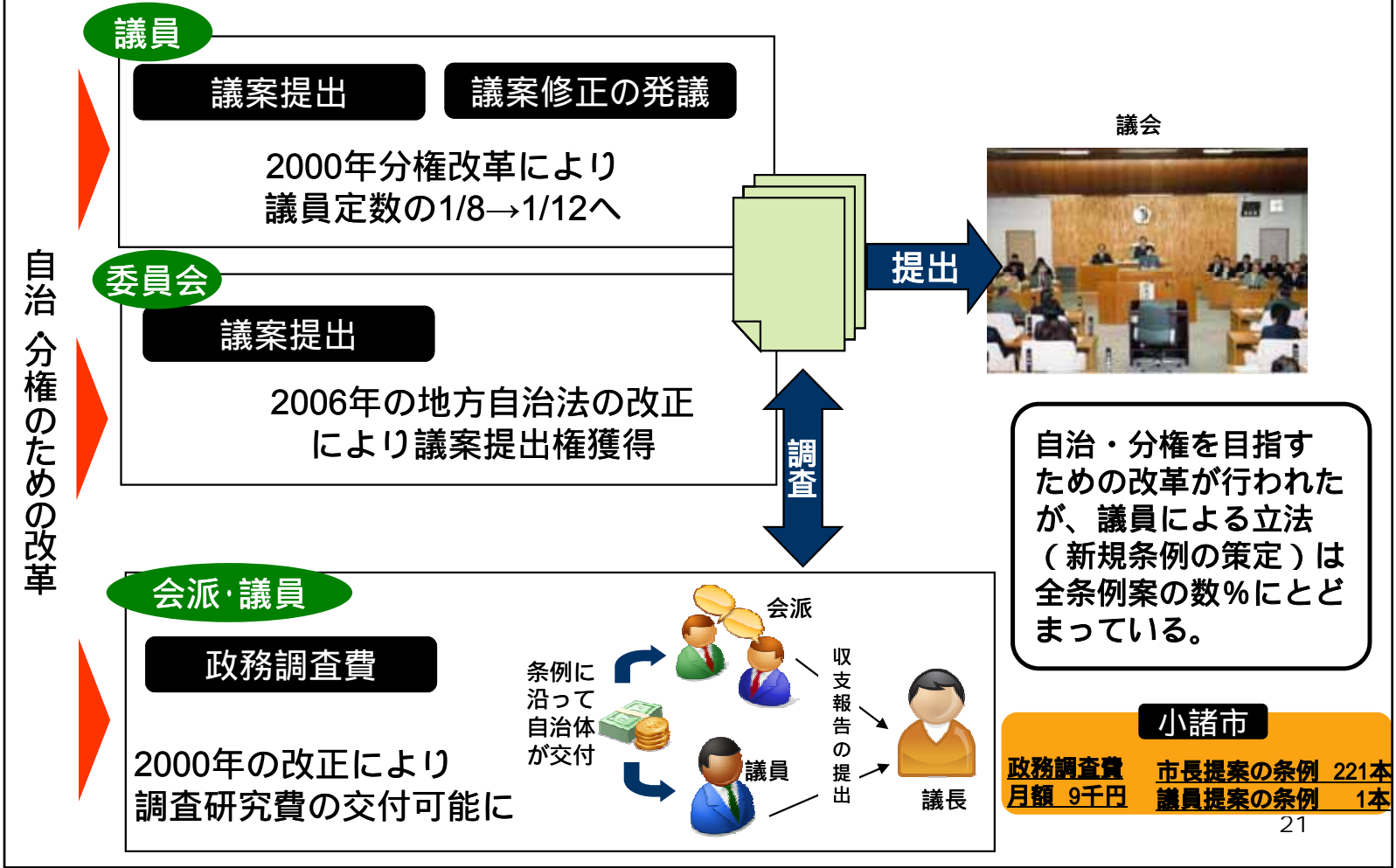
表4 人口段階別に見た市議会議員の平均報酬月額の高低(調査対象:「746市」)

—平成18年12月31日:市議会議員報酬調査—

注) 各最高額・最低額の数値は、百円単位を四捨五入している

関係条文(地方自治法第92条、第92条の2、第100条、第112条、第115条の2)

# 議員の議案提出権と政務調査費



関係条文(地方自治法第13条、第177条、第178条)

# 自治体議会の解散



## パターン1：住民からの直接請求

- ・有権者の3分の1以上の連署と、それに基づく住民投票で過半数での合意が得られた時

(地域の争点について住民の総意を反映していない場合や汚職などで信頼を失っているにも関わらず、自主解散などの自浄作用が機能しない場合など)

## パターン3：議会による自主解散

- ・市民の意見や首長との調整を図られないなど、事実上、議会が機能しなくなったと判断される時
- ・汚職などにより、市民の信頼を失ったと判断される時

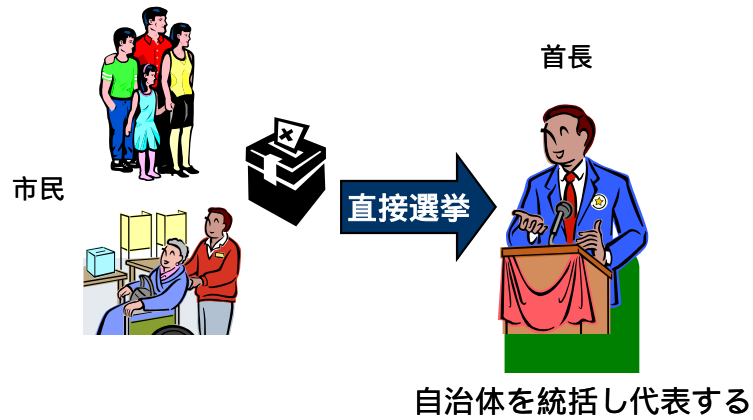
## パターン2：首長による解散

- ・議会が首長の不信任を議決した時
- ・予算審議において「非常災害による応急・普及の施設のために必要な経費」「感染症予防のために必要な経費」を議会が削除、減額をし、首長が再議に付してもなお議決した時

国会とは異なり、首長が任意に解散できない

関係条文(地方自治法第139条～第149条)

# 市長村長の仕事

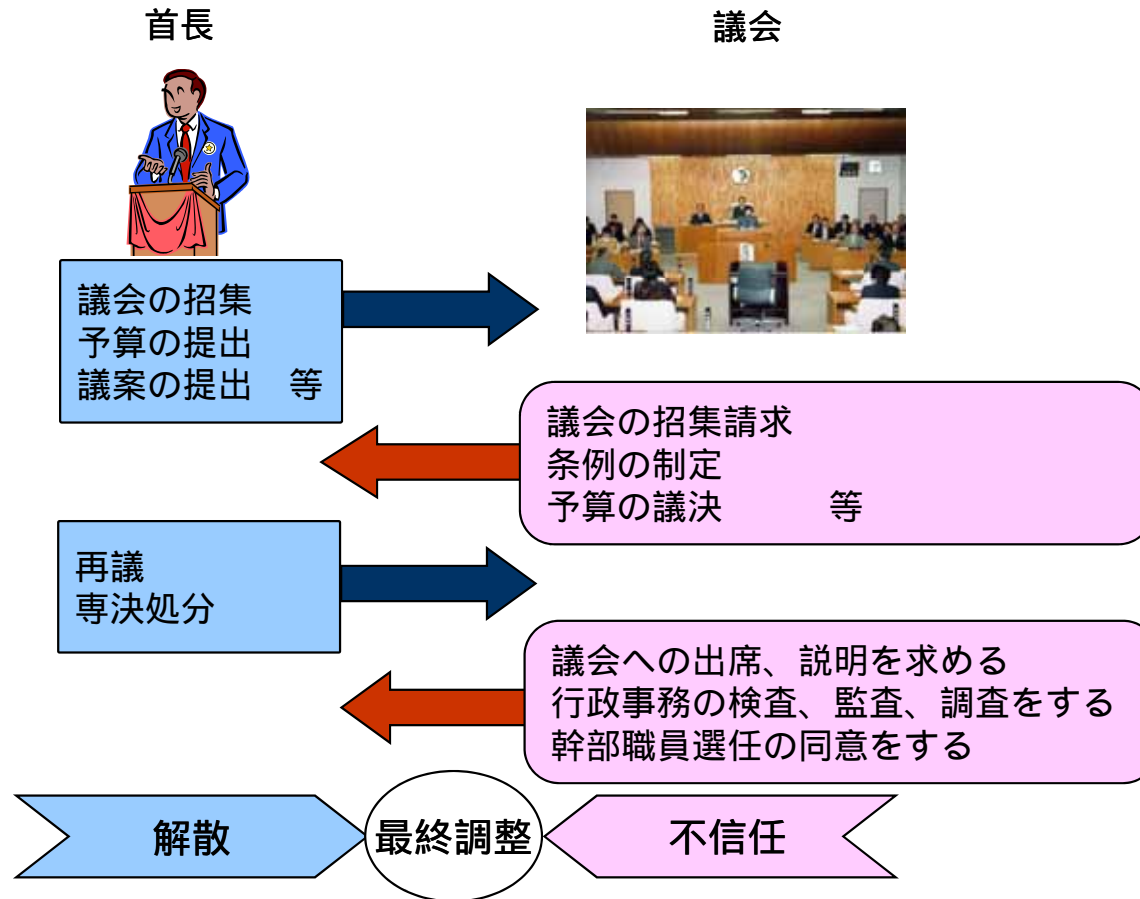


## 主な仕事

- 議決案件の議案の提出
- 予算の編成、執行
- 地方税の賦課、徴収
- 決算の議会での認定
- 自治体会計の監督
- 財産の取得、管理、処分
- 規則の制定
- 職員の指揮、監督
- 行政組織の編成

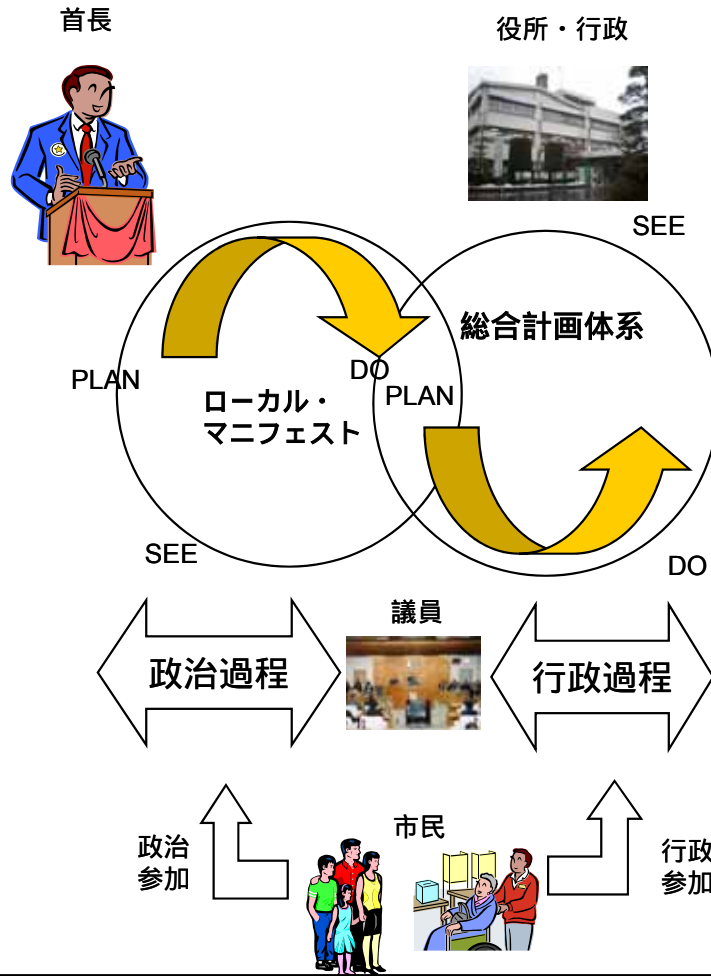
関係条文(地方自治法第176条～第180条)

# 市長村長と議会との関係





# マニフェストと計画体系



近年、国政選挙や市長村長選挙においてローカル・マニフェスト（政権公約の地域版）を用いて政策を提案することが増えている。

ローカル・マニフェストは、従来の“公約”よりも具体的であり、“市民と政治家との約束”の内容が明確なため、市民の共感を呼んでいる。

マニフェストは、市民による選挙を経たものであるが、その内容を実現するためには、行政の運営指針である総合計画に反映させる必要がある。

また、その成果についても点検する必要がある。

**小諸市**

現市長がマニフェストを提案し当選。現在、総合計画への反映が図られている。

関係条文(憲法95条、地方自治法第76条～第85条等)

# 住民投票

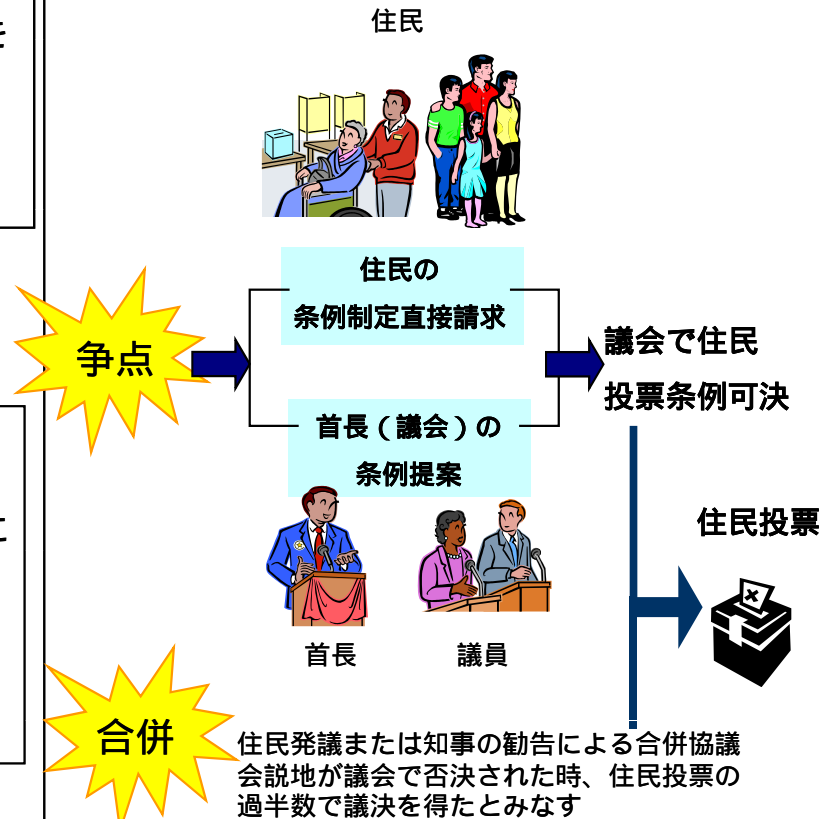
## パターン1：特別法の同意

- ・ 憲法第95条
- ・ 一つの自治体にのみ適用される特別法を国会が制定するとき
- ・ 住民投票で過半数の同意が必要

## パターン2：解散、解職の同意

- ・ 地方自治法第76条～第85条
- ・ 議会の解散、議員の解職、首長の解職についての直接請求があったとき
- ・ 住民投票で過半数の同意があれば解散、解職が決定

## パターン3：地域の争点



## 5.本日のワークショップの進め方

本日のWSのテーマ：  
「市長・議員・議会にはこうあってほしい」

制度の  
学習・確認

小諸市の議会と市長に  
関係する課題の抽出



タイムスケジュール	時間	
ワークショップ 制度の学習・確認 小諸の課題の確認	19:20 ~ 20:15	55分
各グループの討議結果の報告と全体まとめ	20:15 ~ 20:30	15分
終了	20:30	